

特定非営利活動法人ホープスマイル

役員報酬並びに費用に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人ホープスマイル(以下「法人」という。)定款第18条の規定に基づき、法人役員報酬について必要な事項を定めるものとする。

(役員)

第2条 この規定で定める役員とは、法人の理事及び監事とする。

(報酬)

第3条 理事長は理事長報酬を受けないこととする。

2 役員にはその職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、議会の議決を経て、理事長が別に定める。

4 職員を兼務する役員は、役員報酬だけではなく、その労働に見合った賃金を得ることとする。

(報酬の支払い方法)

第4条 役員報酬は、その金額を通貨で直接役員に支払うものとする。法令等に基づき役員報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額からその金額を控除して支払うものとする。

2 役員が報酬の全部または一部につき事故の講座に振込を申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(改正)

第5条 本規定の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付 則

1. この規定は令和6年10月1日から施行する。
2. 第3条2項について車を使用した場合1kmにつき¥10を支給するものとする。
3. 第3条1項について令和7年4月1日改正